令和5年10月23日

経営事項審査の審査項目及び基準の改正について（お知らせ）

大阪府　都市整備部　住宅建築局

建築指導室　建築振興課

大阪府知事許可の建設業者に係る経営事項審査について、建設業法施行規則等の一部改正（令和５年１月１日及び令和５年7月１日施行）に伴い、次のとおり改めますのでお知らせします。

　なお、このお知らせ以降に、提出・提示書類の変更や追加などの申請に係る取扱いや制度の変更、その他このお知らせの記載内容の変更があった場合には、本府建築振興課のホームページや申請会場などでお知らせいたしますので、ご注意頂きますようお願いします。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/keisin/index.html>）

１．**改正の内容**

①一般建設業許可の営業所専任技術者要件の緩和に係る改正に伴い、**令和5年7月1日以降を審査基準日**とする経営事項審査において、技術職員名簿に記載するコードが追加されました。（※１）

②**令和５年8月１4日以降を審査基準日**とする経営事項審査で建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の確認及びそれに伴う総合評定値算出係数が改正されました。（※２）（※３）

※１）具体的な資格区分と該当する建設業の種類は、別添の「業種別技術職員コード表」をご確認ください。

※２）「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書」は別添の様式を使用してください。

※３）Ｗ点の係数について、令和５年８月１４日以降を審査基準日とする申請においては、現行の“**×１９００／２００**”が“**×１７５０／２００**”となり、前期と同内容の申請となると、点数が下がることがありますので、ご注意ください。

※詳しくは、国土交通省のホームページをご参照ください。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka_sinsa/ol9a8v000001eiba-att/keishin040815kaiseijikou.pdf>